

平成23年度西東京市保谷駅南口地区  
第一種市街地再開発事業特別会計予算

平成23年度西東京市の保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ809,211千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成23年2月25日 提出

西東京市長 坂 口 光 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		12,540
	1 国庫補助金	12,540
2 都支出金		2,565
	1 都補助金	2,565
3 財産収入		47,081
	1 財産売却収入	47,081
4 繰入金		351,923
	1 一般会計繰入金	351,923
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 市預金利子	1
7 市債		395,100
	1 市債	395,100
歳入合計		809,211

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 再開発費		672,567
	1 総務費	107,069
	2 事業費	565,498
2 公債費		127,644
	1 公債費	127,644
3 予備費		9,000
	1 予備費	9,000
歳出合計		809,211

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	395,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	据置期間を含み25 年以内に償還する。た だし、市財政の都合に より据置期間及び償還 期限を短縮し若しくは 繰上償還又は低利債に 借換えすることができ る。